平成２２年（フ）第１２４５号
北海道千歳市大和３丁目６番８―38号
債務者　斉藤　昭憲
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５４号
札幌市手稲区前田６条８丁目３番８号
債務者　小玉　　太
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５５号
札幌市手稲区前田６条８丁目３番８号
債務者　小玉佐江子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７９号
札幌市厚別区厚別南４丁目８番21号　コリーヌＡ101
債務者　近藤　和子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２号
北海道士別市東丘３丁目１番４―101号
債務者　中澤　和希
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第１２号
北海道斜里郡斜里町文光町50番地11
債務者　合田美由紀
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
埼玉県ふじみ野市仲１丁目１番地11
債務者　原田　晴美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５１号
静岡県沼津市大平2099番地
債務者　大久保英治
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９３号
名古屋市千種区宮の腰町２番１―1105号　市営宮ノ腰荘
債務者　牧野　一郎
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１０２号
名古屋市千種区茶屋坂通１丁目11番地の１第一不二ビル305号
債務者　山下　達也
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１２９号
名古屋市西区南川町173番地　レオパレス21小田井105号、申立時の住民票上の住所名古屋市東区徳川２丁目12番８号　徳川ハイツ908号
債務者　水島　正直
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４１号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―814号　大幸東団地
債務者　濱野さおり（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地１　江南団地78棟307号
債務者　加藤　括旨
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１４０号
愛知県一宮市平和１丁目13番16号　メゾンクレブラン102号
債務者　小沼　文人
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７０号
大阪府南河内郡太子町大字春日1549番地の１
債務者　柳本　ふく
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
大阪府松原市東新町１丁目92番地の４
債務者　山本　后子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
大阪府高石市綾園３丁目２番５　マスターズエル綾園20―503号
債務者　岡崎　英雄
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係